

都 市 経 済 委 員 会 会 議 録

招 集

令和7年1月17日（金）午前10時 議会委員会室

出席委員（9名）

（委員長）西野太一 （副委員長）吉岡古都
門脇一男 津田幸一 中田利幸 錦織陽子
森田悟史 森谷司 渡辺穰爾

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

朝妻水道局長

【上下水道局】遠藤下水道部長

[下水道企画課] 横木課長 折戸下水道企画室長 田中総務担当課長補佐

[営業課] 林次長兼課長 遠藤普及担当課長補佐

[下水道整備課] 北村課長

[下水道施設課] 山崎課長

[経営企画課] 石田副局長兼課長 濱田副技術監兼計画推進担当課長補佐

山根計画推進担当係長

出席した事務局職員

松田局長 田村次長 森井議事調査担当局長補佐

傍聴者

稲田議員 今城議員 大下議員 岡田議員 田村議員 塚田議員 戸田議員

又野議員 松田議員 矢田貝議員

報道関係者0人 一般0人

報告案件

- ・上下水道耐震化計画策定について [上下水道局]
- ・令和7年度以降の浄化槽の支援策等について（概要報告） [上下水道局]

~~~~~

## 午前10時00分 開会

○西野委員長 ただいまから都市経済委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております日程表のとおり行いますので、よろしく願いいたします。

本日は、上下水道局から2件の報告がございます。

初めに、上下水道耐震化計画策定について、当局からの報告をお願いいたします。

濱田副技術監。

○濱田副技術監兼経営企画課計画推進担当課長補佐 上下水道耐震化計画策定について報告します。まず、資料1を通知させていただきます。

最初に、策定の経緯・目的等についてですが、1月の能登半島地震の被害状況から、資

料の下側にあるイメージ図にあるように、水道の取水施設から下水処理場までの一体的な耐震化の重要性が認識されました。これによって、医療機関や防災拠点等の重要施設に対して、上下水道の一体的な耐震化を進めていくよう、国から1月末までの上下水道耐震化計画の策定を求められております。

次に、計画概要についてですが、資料2を通知させていただきます。この資料が計画書になりますが、計画期間については、令和7年度からの5年間としています。なお、この重要施設の耐震化完了までに約20年を要すると想定しております。

重要施設については、この表にあります18施設を選定しております。これは、地域防災計画や重要性を勘案し、設定したものになります。その中でも特に重要な施設として、この表の下段に記載している10施設を選定しています。米子市内では鳥大病院、米子市役所、西部総合事務所、米子アリーナの4施設を選定しております。

選定理由としては、鳥大医学部病院につきましては、原子力災害も含めた災害拠点病院であり、人命救助において最も重要な施設であること。そして、米子市役所、鳥取県西部総合事務所につきましては、災害対応中に中核となる行政機関であること。そして、米子アリーナにつきましては、災害時における避難所や物資集積拠点等の防災拠点として計画されていること。境港市、日吉津村の施設も同様な選定理由となります。

耐震化の対象施設は、管路だけでなく、水道では取水井戸や配水池などの施設や、下水ではポンプ場や処理場も対象になります。

ページをめくっていただきまして、2ページ、3ページ目になりますけれども、上水道施設の計画について、これを記載しております。

下水道施設につきましては、次の4ページ目、5ページ目、こちらのほうに計画を記載しております。

資料3、4の重要施設の位置図を通知させていただきます。まず、3-1につきましては、米子市、日吉津村における現状の上水道の耐震化状況を示しております。耐震性のあるものを赤色、ないものを青色で示しております。

ページをめくっていただきまして、資料3-2は境港市の耐震化状況を示しております。

さらにページをめくっていただきまして、資料4については下水道の耐震化状況を示しております。

最後になりますが、計画の手法について説明させていただきます。

上下水道耐震化計画策定についての資料を通知させていただきます。事業手法につきましては、今回の計画策定に関連した新規補助や現行の補助制度も活用しながら、効率的に進めることとしています。計画の見直しについては、進捗状況などを確認しながら適宜見直しを行い、さらなる耐震化を進めることとしております。この計画以外についても、これまでに引き続き、緊急度や優先度に基づき耐震化を進めてまいります。

以上で終わります。

**○西野委員長** 当局からの報告は終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見を求めます。

〔「なし」と声あり〕

**○西野委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

午前10時05分 休憩

午前10時07分 再開

○西野委員長 都市経済委員会を再開いたします。

次に、令和7年度以降の浄化槽の支援策等について、当局からの報告をお願いいたします。

林営業課長。

○林上下水道局次長兼営業課長 それでは、本委員会の報告案件の令和7年度以降の浄化槽の支援策等について（概要報告）を御説明申し上げます。

資料の1ページ目を御覧ください。この支援策等についてですが、せんだって、昨年7月の都市経済委員会におきまして報告いたしましたとおり、下水道の事業計画区域外における浄化槽を対象とした支援策の検討を進めておりまして、本日は2点御報告を申し上げますが、1点目は新築に伴う設置補助、これは今年の4月から新規に開始する方向で調整を行っているものでございます。それと、2点目は、現在行っております合併処理浄化槽への切替え設置補助の見直しを行うものでございます。

まず、項目として、1番、新築に伴う設置補助（新規）と記載している部分を御覧ください。一般的に、公共下水道のエリアで建物を建て、下水道に接続する場合に比べ、合併処理浄化槽を設置するほうが工事費用が多くかかることから、この差を解消するために、新築に伴って合併処理浄化槽を設置する費用の補助について、詳細な検討を進めております。

(1) としまして、補助対象地域と書いているところを御覧ください。これは、現在行っております合併処理浄化槽への切替え設置補助の対象地域と同じものでありまして、下水道事業計画区域外、農業集落排水事業の整備区域外、または下水道事業計画区域内であっても、7年以上下水道の整備が見込まれない区域としております。

(2) を御覧ください。補助上限額でございます。人槽によって、その表の中に記載しておりますとおりの額を補助の上限額といたします。この額は、個人が浄化槽を設置する際の国の補助の基準額と同じ金額となっております。

(3) の計画基数及び(4) の財源につきましては、記載のとおり予定しております。

次に、項目といたしまして、2番、単独処理浄化槽またはくみ取り槽からの切替え設置補助（見直し）と記載している部分を御覧ください。御承知のとおり、現在、本市の生活排水対策方針に基づきまして、合併処理浄化槽への切替えを進めているところでございます。切替えの設置補助は令和9年度以降も継続する予定でございます。

現在の浄化槽の切替え設置の補助は、浄化槽の本体の工事費用、それから浄化槽本体を購入する費用と設置する工事の費用となります。この部分を補助しておりますけれども、一昨年弓浜地区の住民説明会におきまして、住民の方から要望が出ておりました、切替えに伴います宅内の配管費用と、既存の単独処理浄化槽やくみ取り槽の撤去費用に関する補助につきまして、財源や事業の持続性を考慮しつつ検討を行い、見直しを行いました。

詳細につきましては資料のほうで説明いたします。

失礼ですが、ここでちょっと説明者のほうを変更させていただきます。

○西野委員長 遠藤営業課普及担当課長補佐。

○遠藤営業課普及担当課長補佐 そうしましたら、資料1、単独処理浄化槽またはくみ取

り槽から合併処理浄化槽への切替え設置補助（見直し）となっている資料を御覧ください。

まず、資料の下のほうに（参考）公共下水道に接続する場合を載せております。公共下水道に接続する場合は、管渠整備・柵設置は国・市の負担により行っております。個人さんには整備に伴い発生する受益者負担金、宅内配管、既存槽の撤去を負担していただいております。

続きまして、合併処理浄化槽を切り替える現行制度でございますが、1番の既存槽の撤去を行わない、埋め戻しの場合を御覧ください。

上段のほうに現行制度を載せております。現行では、浄化槽本体及び工事費用を補助対象としていまして、宅内配管費用は補助対象外で、自己負担で行っていただいております。補助額は、公共下水道に接続される方と同程度になるように市や県の持ち出しを多めにしまして、補助額88万円で制度設計をしております。

見直し後につきましては、現行の下のほうに載せております。宅内配管費用というのは、実は国や県のほうで補助メニューがございます。このたび宅内配管費用を補助対象に追加いたしました。宅内配管費用は、公共下水道を接続される場合も合併処理浄化槽に切替えされる場合も同様に発生する費用でございます。ですので、現行制度が公共下水道と負担が同程度になるように制度設計しておりますので、補助の全体額は変更せずに、88万円のままいたしました。これによりまして、国・県の補助は増えることになりまして、実質、市の持ち出しが少なくなるという効果がございます。

続きまして、2の既存槽の撤去を行う場合を御覧ください。既存槽の撤去でございますが、単独処理浄化槽やくみ取り槽の撤去になります。こちらは現在、個人の判断に委ねられていまして、建物のすぐ近くに既存槽がある場合ですと、撤去することにより既存の建物が崩れてしまうおそれがあるなど、そういった場合には撤去されない場合があると伺っております。これは、公共下水道に接続される場合も合併処理浄化槽を切替え設置される場合も同じ状況でございます。

一方、合併処理浄化槽に切替えされる場合のみなんですが、例えば、おうちの敷地が狭く、今ある単独処理浄化槽を撤去しなければ新しい合併処理浄化槽を設置できないというケースがございます。こちらは公共下水道と比較して、余分にかかる経費と言えます。ですので、今回、既存槽の撤去は国・県の補助を活用しまして補助対象としますが、補助額は既存の制度に上乘せして補助を行いたいと考えております。

この見直しによりまして、今、特に住民の方のお宅の敷地内の既存槽の撤去を行わないと合併処理浄化槽が入れられないといった転換工事をためらっておられる住民の方が、今後、切替えを転換していただけるのではないかと考えております。

今後も合併処理浄化槽による整備を行っていく、さらに推進していくために、公共下水道に接続される方の負担の公平性ですとか支援に係る事業の持続性の確保などを住民の皆様からの要望を中心と捉え、その要望に寄り添った支援策となるように努めてまいりたいと考えております。

本日申し上げました2点の支援策等以外につきましても、引き続き制度設計など具体的な検討を進めまして、詳細が決まり次第、議会や住民の皆様にお知らせしてまいりたいと考えております。

説明は以上になります。

○西野委員長 当局からの報告は終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見を求めます。

〔「なし」と声あり〕

○西野委員長 ないようですので、以上で全ての報告案件が終わりました。

都市経済委員会を閉会いたします。

**午前10時16分 開会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

都市経済委員長 西 野 太 一